

令和7年3月5日 提出

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

陳情第 65 号 ・ 第 66 号

選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出に
ついての陳情

- 1 要 旨 選択的夫婦別姓制度の導入のための民法その他の法令改正
について、国会審議を進めるよう求める意見書を、国及び政
府に提出することを求める。

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在している。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけである。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘もある。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」などと怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さなどを招いている。働く女性たちにとっては改姓によって「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっている。

1996 年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに 4 半世紀以上が経過している。2021 年 6 月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出したが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で議論すべきとされた。2015 年 12 月の判決でも同様の指摘がされている。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのないしくみである。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に 6 割が賛成しており、とくに、若年層ほど賛成割合が高く、60 歳代以下では 7 割が賛成となっている。地方議会での意見書採択も広がっている。選択的夫婦別姓制度の導入についての検討を早期に求める。

以上、上記項目について、地方自治法第 99 条にもとづき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくよう、陳情するもの。

2 提 出 者

新日本婦人の会 松江支部

代表者 神 門 喜 久 子

3 受理年月日 令和 7 年 2 月 14 日

4 付 託 先 総務委員会

選択的夫婦別姓制度導入に反対し現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める陳情

- 1 要 旨
1. 選択的夫婦別姓制度は、家族の絆や社会的安定を損なうおそれがあるため、導入に反対する。
 2. 現行の夫婦同姓制度を堅持するよう国に強く求めて頂きたい。

選択的夫婦別姓制度の導入は、以下の6つの理由により、日本の家族制度や社会、家族関係に深刻な影響を及ぼす可能性があると考ええる。

(1) 家族の一体感を損なう懸念

現行の夫婦同姓制度は、家族全体の一体感や絆を維持するための重要な制度である。別姓を選択可能とすることで夫婦間や家族間の連帯感が希薄になる可能性がある。

(2) 子どもへの影響

別姓夫婦の子は、生まれた時点でどちらかの姓を選ぶことになり、夫婦分断の契機になりかねないとともに、将来的に兄弟姉妹間の分断の可能性が否定できない。

別姓夫婦の間で生まれた子どもが両親どちらかと異なる姓を持つ場合、家庭内で混乱が生じるほか、子どもの心理的な負担やアイデンティティの問題が懸念される。

(3) 社会的混乱とコストの増加

別姓を認める制度変更には、戸籍制度の見直しや行政システムの大規模な改修が必要となり多額の費用が発生し、また、職場や地域社会においても混乱を招く可能性がある。

(4) 日本の伝統的家族制度の保護

夫婦同姓制度は日本社会の伝統的価値観に基づくものであり、日本と異なる文化背景を持つ他国の制度を真似する必要はなく、これを維持することが文化的なアイデンティティの継承につながる。

(5) 社会分断のリスク

選択的夫婦別姓の導入により夫婦間や家族内で姓の選択

を巡る対立が生じる懸念があり、社会全体での分断を助長しかねない。

(6) 社会生活上の必要性の希薄さ

旧姓を仕事などの理由で通称として使うことが認められている状況の中、上記懸念事項を上回る国民の利益があるとは思えない。

以上の理由から、松江市議会において地方自治法第99条の規定に基づき、選択的夫婦別姓制度導入に反対し現行の夫婦同姓制度を堅持するよう速やかに国に意見書を提出するよう陳情するもの。

2 提 出 者



市民に開かれた松江市議会を応援する会

古 志 千 樹

3 受理年月日 令和7年2月17日

4 付 託 先 総務委員会